

教育・保育提供区域の設定及び考え方

1. 区域設定における国の考え方

子ども・子育て支援法第61条により、各自治体は「子ども・子育て支援事業計画」において「教育・保育の提供区域」を設定し、その区域ごとに教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこととされています。この区域の範囲については、各自治体の裁量に任されており、各地域の子どもの数や資源の状況を踏まえて設定していく必要があります。

国では、「教育・保育の提供区域」の設定について以下の点を述べています。

【国の区域設定における考え】（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案参照）

- ・ 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・ 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ・ 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

2. 区域設定で踏まえるべきポイント

区域の例として、行政区や中学校区等が挙げられており、本市もそれぞれについて検討を行いました。また、「教育・保育の提供区域」の設定に当たっては、上記記載内容に加え、以下のポイントについても考慮することが必要と考えます。

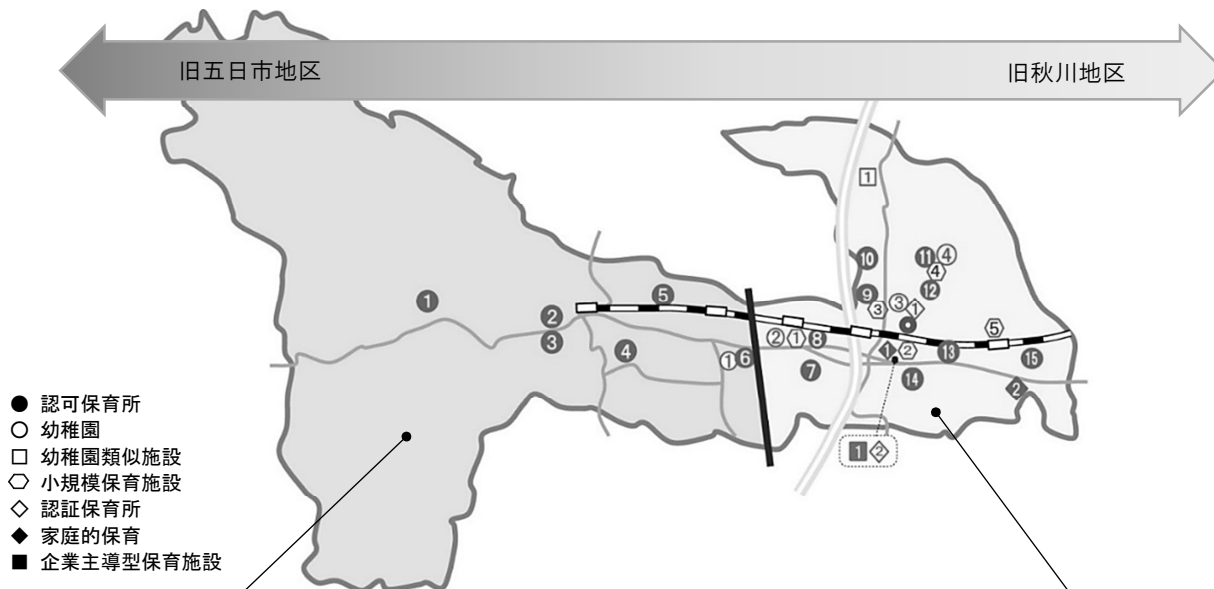
【区域の設定におけるポイント】

- ・ 教育・保育の提供に当たり、区域内での量の見込みの算出が可能であるか。
- ・ 設定した区域内での量の調整や確保などが可能であるか。
- ・ 区域内の教育・保育施設の設置状況に大きな差がないか。
- ・ 教育・保育の利用者の実態とかけ離れていないか。

3. 提供区域の設定に向けて

国の基本指針における区域設定の考え方（人口規模や施設整備の状況、幼稚園の設置状況等）から、本市の教育・保育提供区域の設定については、①市全体で1区域、②旧行政区の2区域、③6区域での検討を行いました。

(1) 想定される教育・保育の提供区域の状況



【旧五日市地区】

施設の設置状況

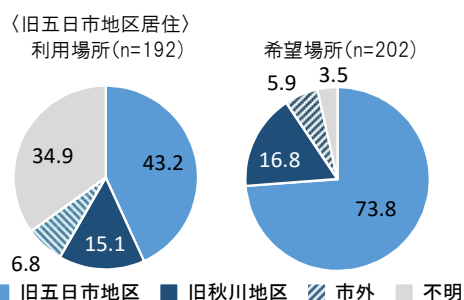
- ・保育所:6園 ・幼稚園:1園 ・認定こども園:0園
- ・学童保育:4か所 ・子育てひろば:1か所
- ・学校:小学校2校、中学校2校

概況

- ・子どもが少ない(0-5歳:867人/6-11歳:1,002人)
- ・近年は地区内の子どもの数が減少傾向
- ・保育所の定員に少し余裕がある
- ・地区内の施設数が少なく、内容も限られる

利用事業と希望事業の実施場所

- ・旧五日市地区内での利用が多くなっているが、1割半ばは旧秋川地区の事業を利用している



※子どもの人数:平成31年4月1日現在(住民基本台帳)

【旧秋川地区】

施設の設置状況

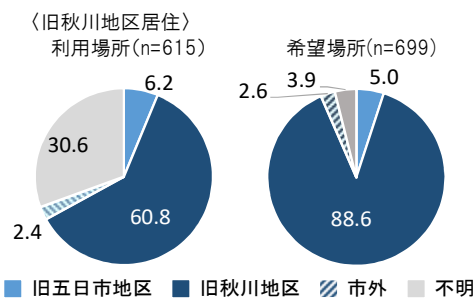
- ・保育所:9園 ・幼稚園等:2園 ・認定こども園:4園※
- ・学童保育:12か所 ・子育てひろば:4か所
- ・その他教育・保育施設:8か所
- ・学校:小学校8校、中学校4校

概況

- ・子どもが多い(0-5歳:2,653人/6-11歳:3,336人)
- ・草花小、西秋留小で児童数の増加がみられる
- ・保育所は定員を上回る利用がある

利用事業と希望事業の実施場所

- ・旧秋川地区内での利用が多くなっているが、一定数は旧五日市地区の事業を利用している



※平成31年4月に認定こども園へ2園移行

4. 本市が定める教育・保育の提供区域

市の現状を踏まえて、区域について整理を行いました。

	メリット	デメリット
① 1 区域 (全市域)	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択）に柔軟な対応ができる ○利用者の選択範囲が広がる ○量の見込み、量の調整がしやすい ○施設運営は、広範囲の児童を柔軟に受け入れられるため安定しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者にとって入所可能な施設や事業が居宅から遠くなる可能性がある
② 2 区域 (旧行政区)	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅から近いところで施設・事業を利用できる可能性が高まる ○ある程度は区域内での量の見込み、量の調整が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○供給体制が整わない区域は、新たに確保策を講じる必要がでてくる（需給バランスが取れるように、施設・事業の再編が必要） ○利用者の選択範囲が狭くなる
③ 6 区域	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の居住地区と利用事業の所在地は概ね一致した区域設定ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の選択範囲が狭くなる（勤務地等の都合による、居住エリア以外の施設・事業は原則利用できなくなる） ○量の調整や確保が難しい ○多数の施設や事業を整備することになり、施設整備等が非効率となりやすい（定員割れ）



本市が設定する教育・保育の提供区域（案）

- 区域設定を2区域や6区域とした場合、区域による人口差が大きいことや施設数に差があり、量の調整や確保が難しい（見込み量算出も困難）
- 居住地区別に事業の利用場所と希望場所をみると、旧五日市地区と旧秋川地区ともに居住地区内の事業を利用する人が多くなっているが、いずれの地区においても居住地区外の事業を利用している人や利用したいとする人が一定数いることから、事業や施設等の利用については市全体での提供が求められている

以上の点などを考慮し、

「教育・保育の提供区域」については、市全域を1区域と設定することが望ましいと考えます。

(1) 子ども子育て支援法（一部抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

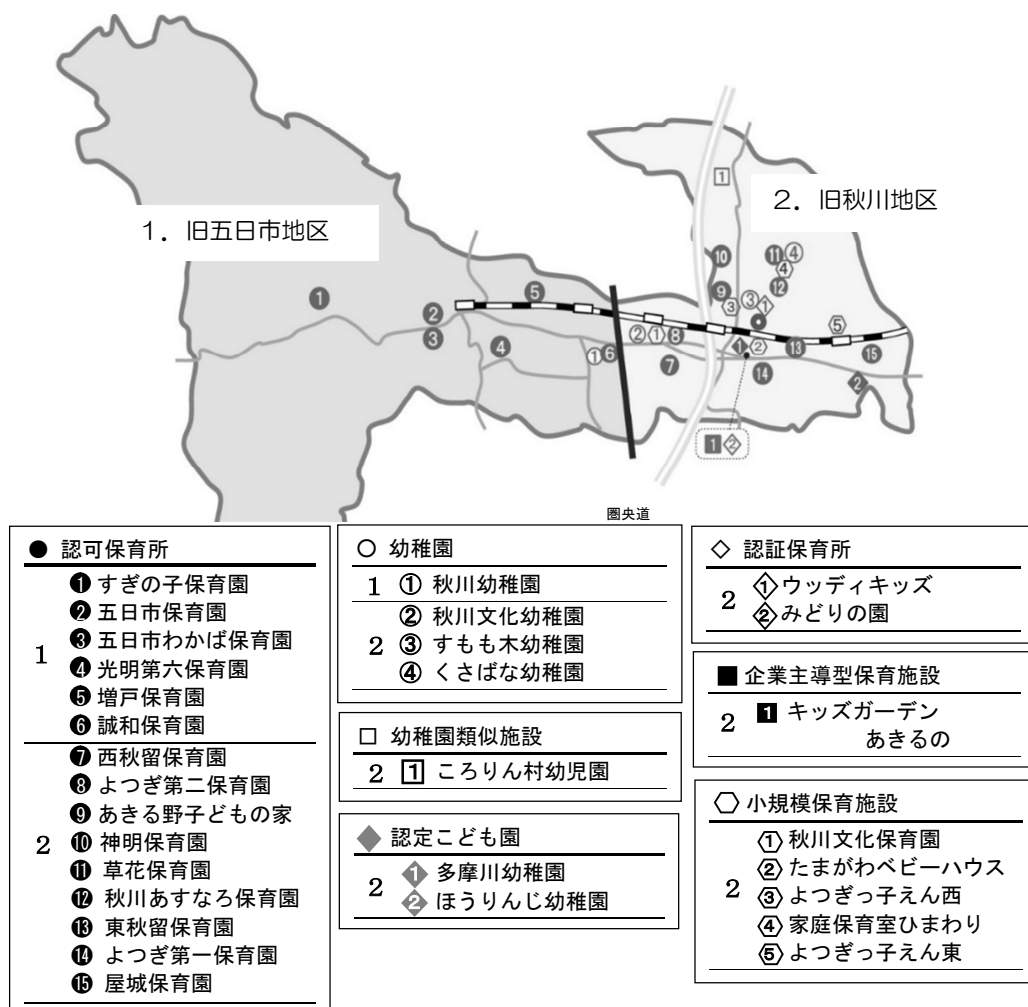
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第七十条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 市内の保育サービスの分布図

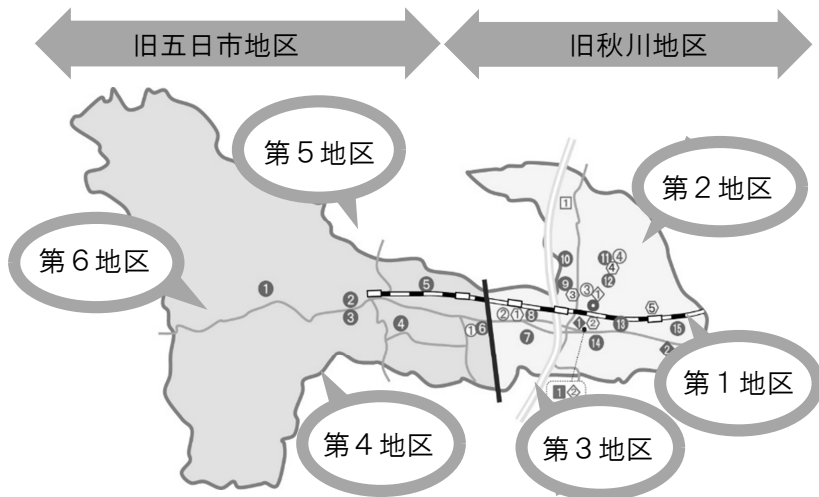


■設置状況

平成31年4月1日現在

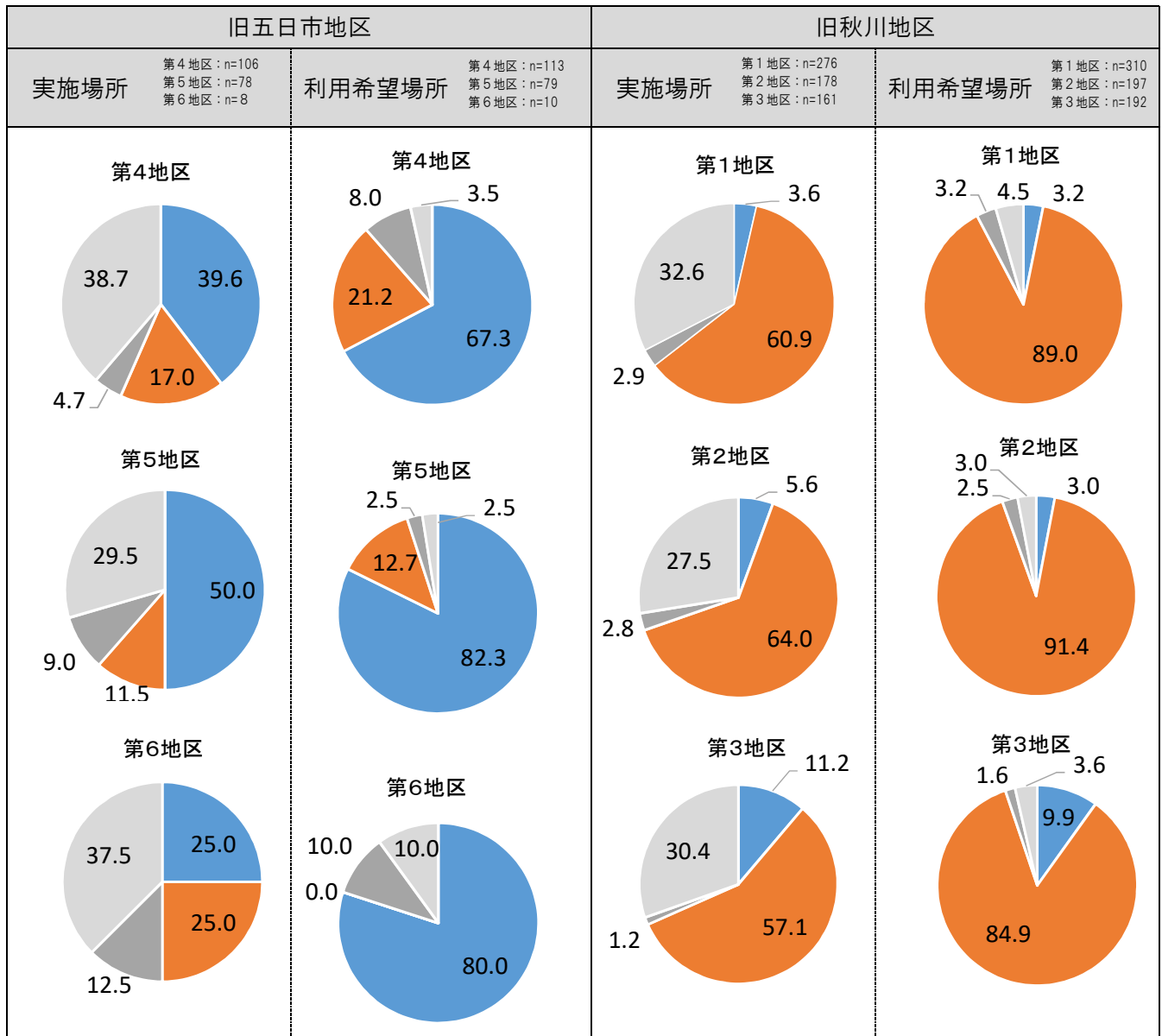
区域考え方		0～5歳人口	6～11歳人口	幼稚園 (類似施設含む)	【充足率】 認可保育所数	その他(認証・企業主導型・小規模)	認定こども園	子育てひろば	小学校	中学校	学童保育
①全市(1区域)		3,520人	4,338人	3園	15園	8か所	4園	5か所	10校	6校	16か所
②旧市町 (2区域)	旧五日市	867人	1,002人	1園	6園 [92.2%]	0か所	0園	1か所	2校	2校	4か所
	旧秋川	2,653人	3,336人	2園	9園 [102.8%]	8か所	4園	4か所	8校	4校	12か所

(3) アンケートからみる事業の利用状況及び希望



区分	地区
第1地区	雨間、野辺、小川、小川東1～3丁目、二宮、二宮東1～3丁目、平沢、平沢東、平沢西、切欠、秋留1～5丁目
第2地区	草花、菅生、瀬戸岡、原小宮、原小宮1丁目・2丁目
第3地区	引田、淵上、上代継、下代継、牛沼、油平、秋川1～6丁目
第4地区	山田、上ノ台、網代、伊奈、横沢、三内
第5地区	五日市、小中野、小和田、留原、高尾、館谷、入野、深沢、館谷台
第6地区	戸倉、乙津、養沢

■現在の教育・保育事業の実施場所及び今後の利用希望



■ 旧五日市地区 ■ 旧秋川地区 ■ 市外 ■ 不明

居住地区別に事業の実施場所と希望をみると、第1～3地区（旧秋川地区）で「旧五日市地区」、第4～6地区（旧五日市地区）で「旧秋川地区」と、居住地区外を選択する割合が一定数いる状況となっています。